治療と仕事の両立支援

建設業編

# 健診結果のフォローと治療と就業の両立支援

奈良さんぽ



奈良産業保健総合支援センター
保健師・公認心理師　宗徳

# 今日の内容

健康診断結果を見るポイント

努力義務化された治療と就業の両立支援について



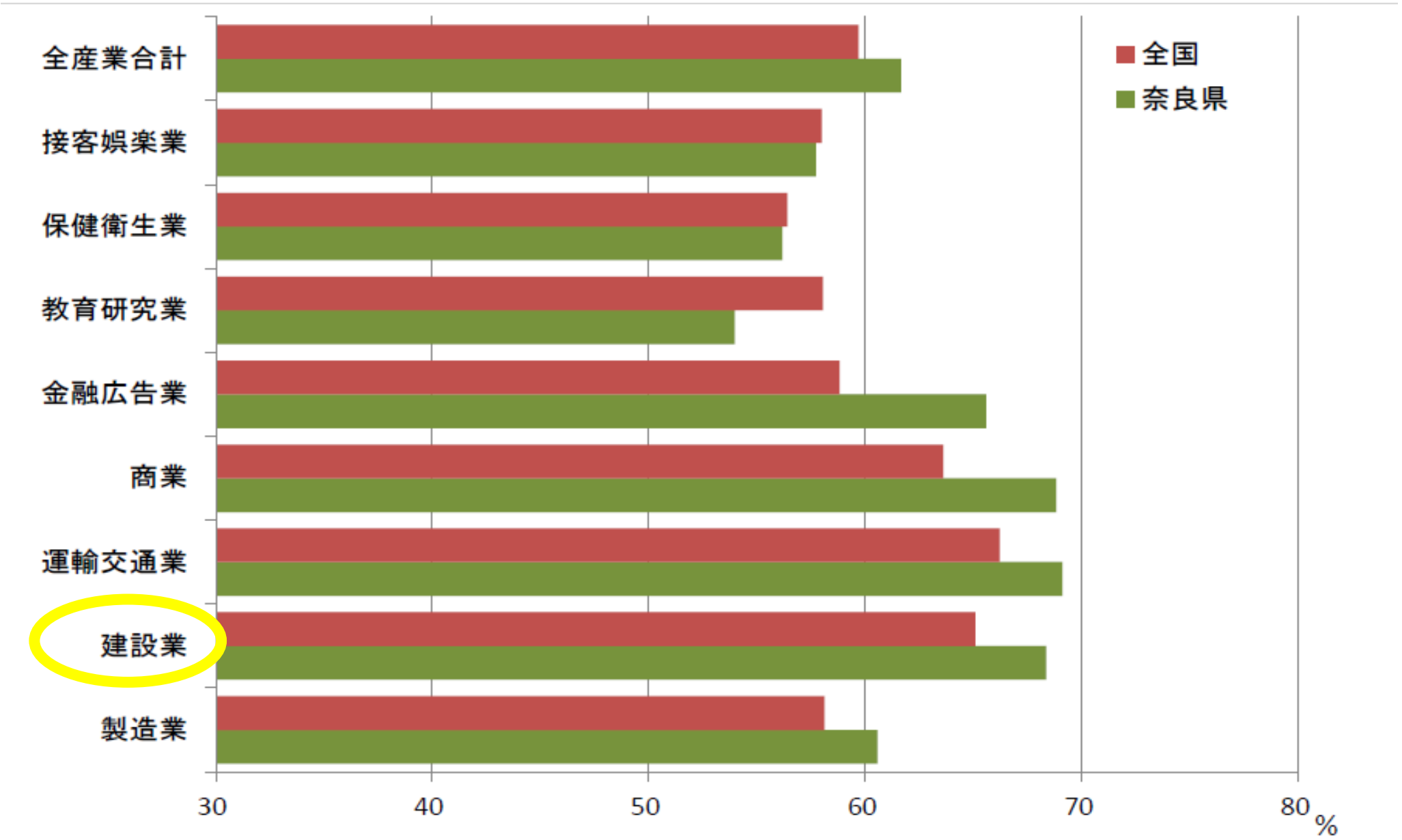
# 建設業における健康課題

- 建設業は高齢化が進んでいる
- 高血圧、糖尿病、脂質異常症の有所見者が増加傾向
- 暑熱環境や高所作業では健康状態が事故に直結

**従業員の健康状態が原因の労災予防が大切**



# 奈良県　業種別・定期健康診断における有所見率（令和７年）



# 奈良県　定期健康診断における検査項目別有所見率

出典:奈良労働局HP)

単位：%

| | 奈良県（H17） | 奈良県（R7） | 全国（R7） |
|---|---|---|---|
| 聴力（千Hz検査） | 3.80 | 4.33 | 3.81 |
| 聴力（4千Hz検査） | 6.60 | 7.89 | 7.32 |
| 胸部X線検査 | 5.10 | 5.41 | 4.82 |
| 血圧検査 | 13.45 | 20.84 | 18.74 |
| 貧血検査 | 8.20 | 9.68 | 9.22 |
| 肝機能検査 | 14.11 | 15.11 | 15.96 |
| 血中脂質検査 | 32.38 | 34.05 | 30.70 |
| 尿（糖）検査 | 2.96 | 4.43 | 3.94 |
| 尿（蛋白）検査 | 4.67 | 3.88 | 3.49 |
| 血糖検査 | 9.35 | 12.58 | 13.53 |
| 心電図検査 | 10.44 | 12.20 | 11.30 |
| 有所見者全体 | 49.37 | 61.64 | 59.68 |

質問1分間タイム

〇×で記入しましょう。

# 健康診断結果の返却がありました。どうしてる？

〇×を記入してください。

1　個人結果票は速やかに本人へ返却している（　）

2　※有所見だった場合、本人にその内容を伝えている（　）

a)その伝えたことを記録している（　）

b)有所見で受診したかどうかは、確認しないほうがよい（　）

3　医師の意見聴取とは、従業員を通常に働かせていいのかどうかを判定するために 行う（　）

4　医師の意見聴取は、法律で義務付けされている（　）



※有所見とは　再検査、要受診、要精密検査、要治療などの健診結果

# 法令上の事業主の責務

## 労働安全衛生法第66条

事業者は健康診断を実施しなければならない

## 労働安全衛生法第66条の4

異常所見がある労働者について医師等から意見を聴取しなければならない

## 労働安全衛生法第66条の５

医師の意見を勘案し、就業上の措置を講じなければならない

## 労働安全衛生法第66条の7（努力義務）

健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師または、保健師による保健指導を行うよう努めなければならない



# 安全配慮義務とは

## 事業主の皆さんが 責任を負う、大切な義務

労働契約法第５条
「使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう必要な配慮をする」

つまり・・・
・社員が**「働くことで、健康を害さないこと」**
・何らかの理由で社員が健康を害してしまったら、
**「適性な業務に配置して悪化を防ぐこと」**

違反により、刑事責任･民事責任･行政責任･社会責任などを 問われることになります

# 安全配慮義務に関する判例

**概要**

高血圧症の33歳 SEが脳出血により自宅で倒れ亡くなったことから、遺族が会社を訴えた事例。

【経緯】・入社以降、長時間勤務していた
・入社以来高血圧だが治療せず、健診自体受けないこともあった
・亡くなる2か月前は、連続して残業が100時間を超過していた
・亡くなる直前は1週間で 73時間超過した勤務（著しい過重労働）
・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾘｰﾀﾞｰとして、精神的にも負荷がかかっていた

**裁判の結果**

高血圧患者は脳出血のリスクが高く、更に過重な業務は高血圧を悪化させる為、「業務負荷を軽減する義務」があったと判断
→3200万円の損害賠償支払いを命じた

Sコンサルタント事件（最高裁　H12.10.13　労判第791号）

# 健康診断結果を見るポイント

①事業主が最初に確認するのは判定結果

再検査
要精密検査
要治療
要経過観察



②去年との違い　悪化していないかどうか

# 健康診断結果を見るポイント

①有所見者の健診結果内容を医師（産業医）に見てもらい、意見を聴取する**（３ヵ月以内）**
（50人未満事業場の場合は、
地域産業保健センターの産業医に無料で
意見聴取が可能）

②その意見を基に必要に応じて事業主が就業上の措置を行う

この人の今の状態で今の仕事を安全にできるどうか？という視点が重要



# 健康診断結果を見るポイント



**高血圧を、放置しない！**
**→作業中の急変がおこりうる**

脳卒中、心筋梗塞、腎臓病になりやすい

血圧値　140/90以上　（家庭血圧135/85以上）は、１度高血圧

**180/110以上**は、すぐさま受診させるほうがいい

# 健康診断結果を見るポイント

## 糖尿病
## →低血糖による意識障害、重機事故の可能性

低血糖症状は、震え、冷や汗、全身脱力、頻脈、不安感、
顔面蒼白などあります。
飴など糖分補給を携帯してもらう

血糖値　　以下に当てはまれば要受診

| | | |
|---|---|---|
| 空腹時血糖 | **126mg/dl以上** | **200mg/dl以上** |
| HbA1C | **6.5 mg/dl以上** | **8.0mg/dl以上**（未治療）**即受診** |



# 健康診断を見るポイント

## 心疾患

**→作業中の突然死の可能性**

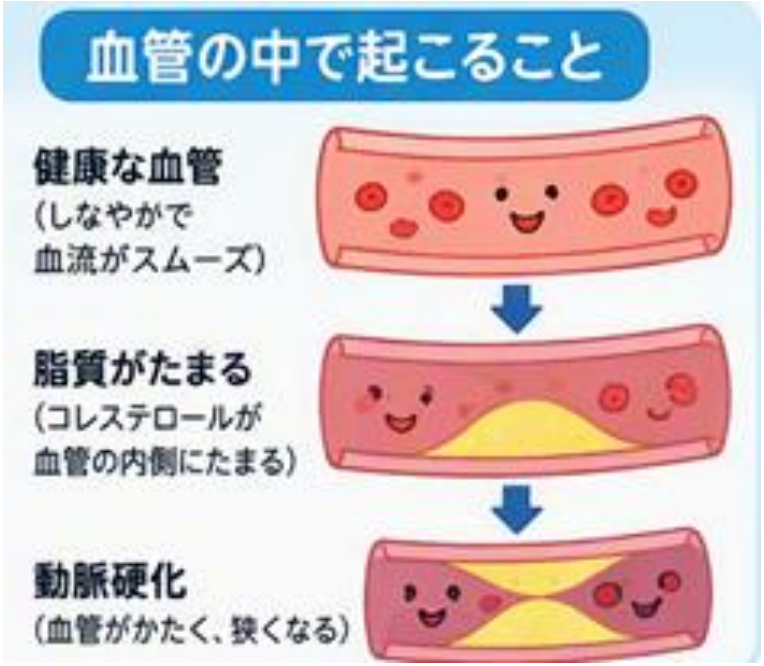
（心電図：不整脈、ST変化）

## 腎機能の低下（クレアチニン、eGFR)

**→暑熱環境での熱中症重症化の可能性**



# 健康診断を見るポイント




**脂質異常値　以下に**
**当てはまれば要受診**

**LDLコレステロール140mg/dl以上**
**HDLコレステロール40mg/dl以下**
**中性脂肪　150mg/dl以上**



# 健診後の保健指導

## 健康診断（健診）の実施

### 「異常なし」以外の方に必要なこと

事業主の義務

- **医師等の意見聴取**
  就業区分など就業上の措置について医師から意見を聞かなければならない

労働安全衛生法　第66条の4

事業主の努力義務

- **保健指導の実施**
  健康保持に努める必要がある労働者に対し、医師または、保健師による保健指導を行うよう努めなければならない

労働安全衛生法　第66条7

### メタボリックシンドローム該当の方が利用すべきこと（40～74歳）

腹囲　OR　BMI　基準値以上　＋　血圧・血糖・脂質　基準値以上

- **健康サポート（特定保健指導）の利用**

高齢者の医療の確保に関する法律　第24条

※健康サポートの利用は、健康応援事業所の必須取組項目です

**以下の機関から無料でフォローアップサービスを受けられます**

### 50人未満の事業場様
**地域産業保健センター**

医師の意見聴取、心身の健康相談、保健指導等が受けられます。

利用申込み先は裏面参照

### 40～74歳の対象被保険者様
**協会けんぽ**

保健師、管理栄養士による生活習慣病予防のためのアドバイスを受けられます。

詳細については裏面の連絡先におたずねください

**メタボリックシンドローム該当者は特定保健指導を受けること！**



# まとめ　健診後の「5つの行動」を仕組みにする

健康診断は、結果を確認し、医師の意見を踏まえて就業上の措置につなげることが重要です。

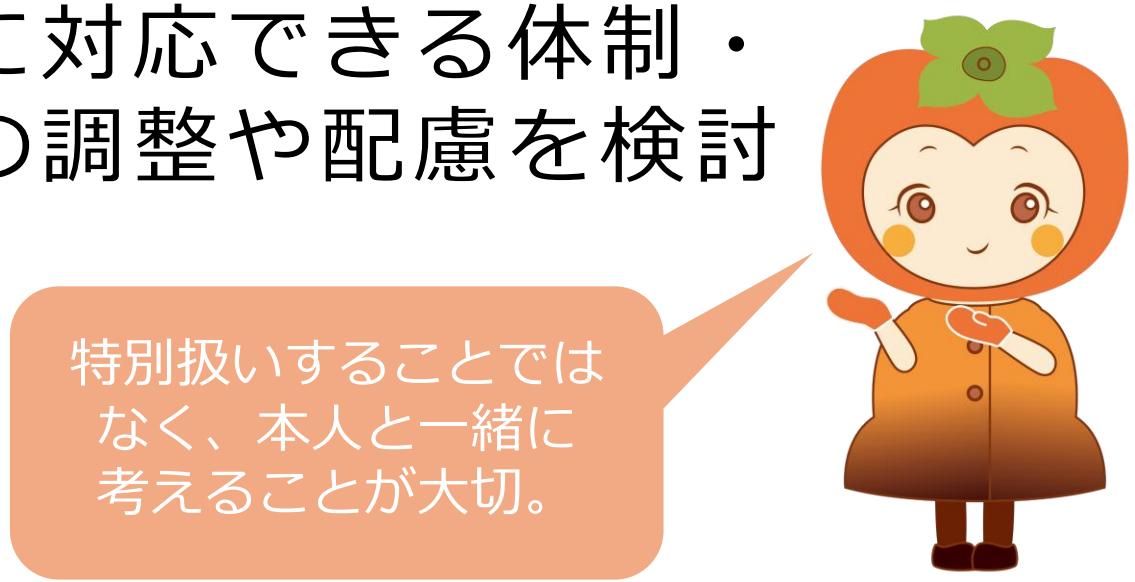
| | | |
|---|---|---|
| 1 | 結果を本人へ通知 | 健診結果を確実に届け、要再検査・要精密検査・要治療を確認する |
| 2 | 有所見者を抽出 | 判定だけでなく、前年からの変化や現在の仕事内容も確認する |
| 3 | 医師の意見を聴く | 健診結果に、作業内容・労働時間などの情報を添えて意見を聴く |
| 4 | 必要な措置を決定 | 通常勤務・就業制限・要休業などを、本人と話し合って決める |
| 5 | 記録して見直す | 措置の内容・期間・再評価日を記録し、継続してフォローする |

50人未満の事業場では、地域産業保健センターによる医師の意見聴取支援も活用できます。

# 健診結果から治療が必要になったら・・・

病気を持ちながらも治療し、安心して働き続けられるような支援が大切。

本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を検討しましょう。



# 治療と就業の両立支援指針（令和８年厚生労働省告示第28号）の概要

改正労働施策総合推進法（令和７年法律第63号）により、令和８年４月１日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になりました。治療と就業の両立支援指針（令和８年厚生労働省告示第28号）は、労働施策総合推進法第27条の３の規定に基づき、疾病を抱える労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものであり、事業主は、治療と就業の両立支援を行うに当たっては、本指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望まれます。

【指針の対象】

- 対象労働者：雇用形態に関わらず全ての労働者
- 対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病
  （国際疾病分類に基づく。負傷含む。）



# 背景と課題

2070年には、
8700万人

**人口減少**

- 総人口　2040年　1割減少
- 15－65歳　2040年　2割減少　（2020年比）

**超高齢社会**

- 2024年65歳以上**29.3%**⇒2040年**約35%**に増加
- 定年延長、65歳まで（70歳）の雇用機会の確保

**労働力不足**

- 雇用の確保が重要
- シニア世代増加、疾病出現のリスクがある




○　何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は年々上昇している。（40.6%　2022）

# 背景と課題（がん）

**「長く付き合う病気」に変化**
**５年生存率　64.1%**
**（2009～2011年にがんと診断された人）**

がんと告知されて
**約２割**の人が辞めてしまう

**「びっくり退職」**

そのうち、治療開始前に約6割の方が辞めている

日本人が一生のうちにがんと診断される確率は
（2023年データに基づく）




男性**61.1%**（2人に1人）
女性**50.1%**（2人に1人）

がんと申告されても
すぐに辞める決断を
しないで！

※国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」累積がん罹患リスク

# 背景と課題（がん）

ちなみに・・
大腸癌が男女とも多いですね。
がん検診は、受けていますか。



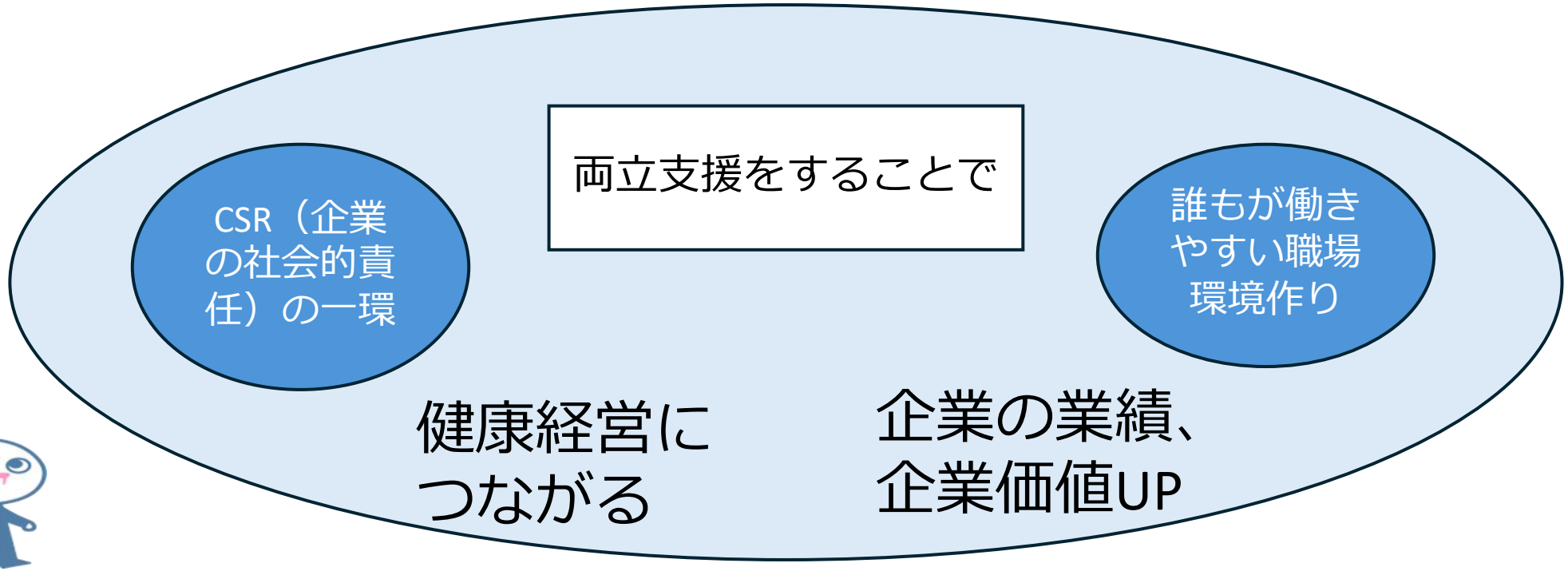

## がん罹患数の順位（2023年）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 大腸 | 肺 | 胃 | 乳房 | 前立腺 |
| 男性 | 前立腺 | 大腸 | 肺 | 胃 | 膵臓 |
| 女性 | 乳房 | 大腸 | 肺 | 胃 | 子宮 |

出典　国立研究開発法人国立がん研究センター
https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html

# 両立支援の意義

本人にとって：収入や生活の安定、社会とのつながり維持
安心感やモチベーション向上
会社にとって：経験ある人材の確保、離職防止、相互作用






# 両立支援に当たっての留意事項

労働者本人の申出があってはじまる

**労働者との十分な話合い**

**上司・同僚等の理解を得るには？誰にどこまで伝える？**

**会社としてできる配慮は？**



個人情報の保護

事業場における治療と就業の両立支援のルール及び体制の整備・明確化が重要



# 両立支援のための環境整備

**事業主の方針表明**

**研修等を通じた意識啓発**

**相談窓口の明確化・
社内の支援体制の整備**

**社内制度（休暇制度・
勤務制度）の整備**




例えば、
試し出勤制度、フレックスタイム制度、時差出勤、短時間勤務、テレワーク、通勤緩和、時間単位の年次有給休暇、病気休暇、体調不良時に休憩スペースがあるか？
傷病手当金・高額療養費についてなど相談窓口がはっきりしているか？

# 労働者に安全に働いてもらうには・・

事業場

①今までのように働かせて
　安全配慮上の問題はないのか？
②もし問題があるのであれば
　事業場として何をすればよいのか？

事業場から主治医に書面で業務内容などを情報提供

主治医

1．治療内容の概略
2．今後の治療スケジュール
3．仕事に影響する可能性のある症状
4．配慮したほうがよいこと
5．配慮が必要なおよその期間

主治医から意見書として情報提供



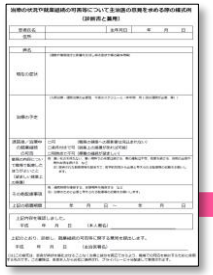
情報を共有することで見通しが立つ

# 両立支援の進め方

**治療と就業の両立支援を進める上では、事業場（人事労務、産業医等）と主治医が、労働者本人と十分に話し合いながら情報交換を行い、連携して対応することが重要（書面のやりとりや状況によっては同行受診本人主治医に確認の上で）**

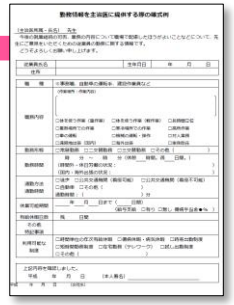
**事業場**





就業の状況等

**情報共有・連携**



**主治医**



治療の状況
就業継続の可否等に関する意見

※
就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、**事業主が最終的に決定**。

# 「産業保健総合支援センター」では支援をしています

○　各都道府県の産保センターに治療と仕事の両立支援の専門スタッフを配置し、専門的研修や相談対応、事業場への訪問による制度導入支援等の企業支援を実施（無料）




## ➢ 産業保健関係者を対象とした専門的研修

産業医、保健師、衛生管理者等の産業保健関係者を対象として、治療と仕事の両立支援をテーマとする専門的研修を実施。

## ➢ 事業場への相談対応・訪問支援

専門的な相談に窓口、電話、メール等により対応。また、事業場の依頼を受けて、専門スタッフが事業場を訪問し、制度導入等の支援や社員教育等を実施。

## ➢ 個別調整支援

患者（労働者）本人又は事業場の申出を受けて、専門スタッフが個別の治療と仕事の両立支援の調整を行い、両立支援プランの作成を支援。

連絡先　奈良産業保健総合支援センター

TEL　0742-25-3100

# まとめ

・健診後は、５つの行動を仕組化する

　有所見者は医師の意見聴取が義務

・両立支援は事業主の努力義務化となった

・本人との十分な話合いと
　平時からの環境整備が大切



# ご清聴ありがとうございました

奈良さんぽ

ご相談、保健指導は
奈良さんぽまで！
お気軽にご連絡ください。



治療と仕事の両立支援

治療と就業の両立支援指針
パンフレットは、こちら

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001666578.pdf